

台東区立谷中小学校同窓会会則

第1章 総 則

第1条 (目的) 本会は会員相互の親睦及び台東区立谷中小学校との連絡をはかることを目的とする。

第2条 (名称) 本会を、台東区立谷中小学校(以下本校という)同窓会とする。

第3条 (所在地) 本会の事務局を台東区谷中 2-9-16 谷中小学校内に置く。

第4条 (会員) 本会の会員は、本校の卒業生とする。

本校校長を本会の名誉会長、本校教職員、本校PTA会長を本会の顧問とする。

第2章 役員 及び 理事

第5条 (役員) この会に次の役員を置く。

1、会長 1名 1、副会長 若干名

1、会計 2名 1、書記 若干名

1、監査 若干名

1、会長の委嘱により相談役を置くことができる。

第6条 (会長) 会長は、本会を代表し運営する。

第7条 (会計) 会計は、一切の金銭の出納を行い、決算の作成を行う。

第8条 (書記) 本会の記録その他の事務にあたる。

第9条 (監査) 本会の会計を監査し報告する。

第10条 (理事) 各卒業年度期ごとに若干名の理事を置き、役員会を補佐し、会員間の連絡事務等にあたる。

第11条 (役員・理事の任期) 役員並びに理事の任期は、5年とし再任を妨げない。

第3章 運 営

第12条 (運営) 総会は5年ごとに会長が招集し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。役員会及び理事会は必要に応じて招集し、この会の重要事項について審議する。又会長は、名誉会長、顧問の出席を求めることができる。

第13条 (会費) 会の運営は、基本金、寄付、その他をもってあてる。

第4章 附 則

(会則改正) 本会会則は、役員及び理事会において、改正することができる。但し総会の承認を必要とする。

(施行細則) この規則を施行するために必要な細則は、別に定めることができる。

(実施) 本会会則は、平成15年2月9日から適用する。

平成16年4月13日改正

細 則

1、卒業年度(6年生)の理事は、次年度卒業(5年生)の保護者(同窓生)中から、3月卒業前に2名以上の理事(同窓生)を推薦し同窓会に届ける。

2、推薦された理事は、その年度の卒業生への同窓会からの、記念品作成のため役員に協力する。

3、3学期初めに6年生の中で、各クラス1名以上の同窓会理事を互選し、記念品の名簿内に明示する。

同窓会理事は、そのクラスの動向を把握し、同窓会からのお知らせ等を同級生に連絡するなどの事務を行う。

本会は下記の役員を置く

会 長	土 方 弘 道
副会長	佐 藤 明 人
副会長	坂 本 和 矢
副会長	吉 田 一 郎
副会長	谷 中 田 國 弘
副会長	入 江 ひ る み
会 計	石 井 幾 代
会 計	小 松 和 美
書 記	吉 本 由 紀 子
書 記	齋 藤 博 順
監 査	平 塚 西 美
監 査	安 友 佳 勝
監 査	大 友 佳 子

台東区立谷中小学校 同窓会
組織図

